

2019 年度

# 事業計画



社会福祉法人  
東京育成園

## I. 基本理念と事業

### 「子ども中心主義」

聖書が示す「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ福音書 25 章 40 節)の聖句が当園の土台となっています。

当園は、このイエス・キリストの言<sup>ことば</sup>に真摯に応答し最も小さい者のひとりである子ども達をありのまま受容し愛することを使命としています。当園の事業の理念は、この聖書の言<sup>ことば</sup>に従い、加えて「児童権利条約」、「児童福祉法」、「児童憲章」の理念を大切に、「子ども中心主義」という言葉で表しています。

つまり、事業の目的は子ども達の幸せを創造するためにあります。そのためには常に、子どもを敬愛し、尊厳、人権を尊び、子どもの想いや言葉にできない願いを受け止め、事業の全てが「子どもの最善の利益」につながるものであることに努め、子どもとその養育者を含めた幸せが実現できるように取り組みます。

それには、つねに専門性を高めることに努め、自己改革(イノベーション:innovation)を怠らず、神様から委ねられた子ども達の健全育成のために事業を発展させていきます。これらの理念を実践する当法人の事業は次の通りです。

### 1. 第一種社会福祉事業

(1) 児童養護施設東京育成園の運営 (定員 52 名)

- ① 本体施設
- ② 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) ヒソップホーム
- ③ 地域小規模型児童養護施設 (国型グループホーム) マナの家
- ④ 施設分園型グループホーム (都型グループホーム) さくらホーム

### 2. 第二種社会福祉事業

- (1) オリービア保育園の運営
- (2) オリービア保育園一時預かり事業 (ほっとステイ) の運営

### 3. 地域における公益的な取組

- (1) こども・子育て研究所の運営

## II. 法人の運営の柱「第4期5カ年事業計画21 New Project21

[第1期：2002年4月1日、第2期：2009年4月1日、第3期：2014年4月1日、第4期 2019年4月1日～2024年3月31日]

### 1. 5カ年計画の趣旨

法人として、児童養護施設東京育成園とオリーブ保育園の第4期の新たな5カ年計画を今年度から新たに開始し法人運営の柱とします。この5カ年計画は、当園が、21世紀型児童養護施設をめざすものとして、2002年4月1日に第1期5カ年計画「Project21 (Rebirth Children's Home Tokyo Ikuseien 21)」としてスタートしました。今日まで、この取り組みは掲げられた基本目標を一つひとつ達成し、東京育成園の事業を確実に発展するものとなりました。さらに、今日の日本の社会情勢の変化や児童福祉のニーズ変化により、これからの児童養護施設は大きく変わることが求められています。これは、家庭生活ができない子どもの単なる居住型施設としてだけでなく、子どもと家族の支援、里子・里親支援、地域のこども子育て支援を行うなど専門機能を備え、さらに多機能化した施設として地域住民のニーズに対応できる施設運営が求められています。東京育成園がこれらの時代のニーズに応える事が出来るために、この5カ年計画は重要な取り組みとなっています。第4期5カ年計画からオリーブ保育園は独自の5カ年計画を立て、さまざまな課題に対して着実な発展を目指します。

5カ年計画の目標達成を図るために「プロジェクト21推進委員会」を、理事長(統括園長)を推進委員長とし、法人の財務担当理事 (FD: Financial Director)、児童養護施設園長、統括主任、ケアワーク推進部門主任、副主任、ケースワーク推進部責任者により計画の遂行、評価、課題等の検討やマネジメントを合議によって推進しています。

また、同じようにオリーブ保育園においても「プロジェクト21推進委員会」を、理事長(統括園長)、法人の財務担当理事(FD)、園長、主任保育士、副主任保育士、その他必要に応じた職員を加えて行われ、それぞれの基本目標を着実に達成して行きます。

### 2. 第4期5カ年計画プロジェクト21の基本目標

第4期5カ年計画は、今年度から2024年3月31日までの新たな計画として以下の基本目標で行います。

#### **【児童養護施設 東京育成園・第4期5カ年計画基本目標】**

- I 基本理念の具現化の継続
- II 子どもの生活環境の向上
- III 子どもの学力向上の取り組み
- IV 施設の専門機能強化の推進
- V 職員の専門性の向上
- VI 職員福利厚生向上
- VII 経営安定化の確立と向上
- VIII 地域福祉文化の推進
- IX 海外子ども福祉の支援

## **【オリーブ保育園・第4期5カ年計画基本目標】**

- I 基本理念の具現化の継続
- II 保育理念の具現化
- III 保育内容の活性化と充実
- IV 年間行事の充実と発展
- V 組織、運営の向上を図る各種会議、研究会
- VI 職員の専門性向上
- VII 職員福利厚生の上
- VIII 経営安定化の確立、向上
- IX 地域福祉文化の推進

## **3. 第4期5カ年計画プロジェクト21の基本目標と内容**

### **【児童養護施設 東京育成園】**

#### **I 基本理念の具現化の継続**

伝承されて来た当園の理念は、「子ども中心主義」と単純化して職員一人ひとりの自覚を図り、養護実践の土台として日々具現化を図る努力を推進してきました。結果、どの職員も理念を理解し実践に生かされてきていますが、この目標は、第1期から継続して来ている永続される目標であるため、新事業計画においても重要な当園の基本として継続していきます。さらに、子ども中心主義の理念の取り組みとして、子どもの最善の利益の視点に立った支援とは何かをあらゆる場において探求していきます。さらに、子ども中心主義を具現化するために次の3原則の確立に努めます。①子どもたちの幸せを守る。②それを実現するための専門性の向上に努める。③職員が向上できる環境と職員処遇の改善に努めます。

#### **II 子どもの生活環境の向上**

##### **(1) 子どもの生活空間の最適化の取り組み**

子どもの生活環境を安全で清潔な空間にするために、主任、副主任により、子どものホームの環境をチェックリストにより点検します。さらに栄養士をはじめとする調理部門から、食生活環境の最適化のために同じくチェックリストにより、ホームキッチン、食卓周辺等の安全で清潔な環境を保持する取り組みを、先の計画に継続して行きます。

##### **(2) 子どもの生活集団の小規模化**

子どもたちの生活がより快適な環境にするために、子どもの生活集団の小グループ化を進めます。本園は1ホーム子ども5人から6人のグループと職員の4人体制、地域のグループホームは、子ども4人から5人のグループで職員の4人体制、さらに、夕方の複数職員配置と随時、ホームをバックアップできる職員体制を築き、安全と安心が保障された子どもの生活環境を図ります。

#### **III 子どもの学力向上の取り組み**

##### **(1) 学力向上への取り組み**

第3期事業計画から継続する基本目標です。現在、学習ボランティアは、子ども1人に対して約1～2名の学習ボランティアがついて指導が行われています。この活動は子ども

のたちの学力向上に大きな力となっています。それと並行して、園内において教育指導の専門家により、子どもたちの確実な学力向上を図るための、取り組みを実行しています。この取り組みは、子どもたちの自信と自己肯定感を向上させるために行うものであり、子どもたちの学力成績がクラスの中位以上の位置になれるように願っています。

平成 27 年 9 月から開始した、中学生の個人指導として行っているインターネット学習 (CCDnet) は、中学生からも好評で成績向上に寄与しているので、今後も継続していきます。さらに、平成 29 年 2 月から週 1 回、小学生を対象にしたそろばん教室、さらに小学 5 年生グループ、小学 6 年グループに対する算数教室が開校しています。さらに、学力が著しく遅れている中学生に対して、家庭教師による個人学習指導を行っています。この家庭教師は元学校教師や学習塾等での教師歴があり、高い専門性と経験を持つ学習指導が期待できることから、さらにこの取り組みを今年度も推進していきます。

#### (2) 松島奨学金、大久保奨学金、藤田奨学金支給により大学等への進学奨励

子どもたちの可能性と希望を叶えるために、松島奨学金、大久保奨学金と藤田奨学金による大学進学等への支援制度があります。今年度も、児童養護施設退園児童の進学を支援するために、当園から自立し目白大学外国語学部中国語学科、東京家政大学家政学部栄養学科管理栄養士専攻に在学する 2 名に奨学金を支給します。

### IV 施設の専門機能強化の推進

#### (1) 子どものアドヴォケイトに応える

子どもは誰でも、優しい父母に愛されて一緒に暮らしたいと願っています。児童養護施設はそれらの願いが叶わないことから、子どもたちが親から離れて施設で生活をせざるを得ないことです。当園は、子どもたちの願いに沿って支援を行います。親や家族と再び共に暮らしたいという、子どもたちのアドヴォケイト (本当の願い) に応じて、家族の再統合への支援を進めていきます。

#### (2) ファミリーソーシャルワークの専門性の向上

子どもたちの在園期間を平均 3 年と目標を定めています。この実現のために、子どもと家族の再統合に重点をおいています。ケースワーク推進部門は、子どもと家族の再統合や子どもとの家族関係の再構築支援のための、さらなる専門性の向上の取り組みを行います。

#### (3) 家族再統合が見込めない子どもへの支援

子どもの全てが家族再統合を図ることが困難なことがあります。そのために、個々の子どもの課題に沿って、養育里親等、適切な社会福祉制度を活用して支援して行く必要があります。子どもたち一人ひとりの長期計画を立て、子どもの最善の利益のために、適切な方法を考えて進めていきます。

#### (4) 退園児童の社会自立支援

子どもたちが退園しその方法が、家族の元への復帰や就職自立、進学自立とさまざまであるが、どの子どもも社会に適応して自立した生活を送らなければなりません。そのために、主体的に自立が図れるまで、地域のあらゆる資源や機関を活用して支援を行っ

て行きます。

(5) 里親支援

里親制度の推進が政府によって進められています、そのためには十分な、里子、里親支援が図られなければなりません。そのために里親制度を推進する専門機関としての機能を果たして行きます。

(6) 地域のこども子育て支援として「こども・子育て研究所」の運営の充実

今年度はさらなる地域の子ども・家族支援として、「こども子育て研究所」を充実し次のことなどに取り組みます。

①相談事業

地域の方々の子育て支援として、育児相談、学童相談、思春期相談、児童発達相談、児童福祉に関する公的サービス等の利用相談等の各種相談事業を実施します。

②子どものための事業

地域の子ども達を対象とし「英語で遊ぼう」「子どものための囲碁教室」を実施します。

③一人暮らしの方々のための支援事業

特に園に隣接する地域の一人暮らしの方を対象に配食サービスを実施してきましたが、とても感謝され大きな支援になっていますので継続して行きます。

④研修・研究事業

地域の方々のために、子どもの健全育成に関する研修を開催し、児童福祉に関する研究、紀要の発行を行います。

V 職員の専門性の向上

職員の専門性の向上は必要不可欠なことであるため、第2期事業計画から加えられた基本目標です。この具体的な取り組みとして下記のことを実行していきます。

(1) オン・ザ・ジョブ・トレーニング

①新任職員への援助技術実践演習

②中堅職員への援助技術実践演習

③ホーム長へのホーム運営の実践演習

④子ども家族再統合におけるファミリーソーシャルワーカーとの連携

⑤心理担当職員と居室担当ケアワーカーとの連携

(2) オフ・ザ・ジョブ・トレーニング

①園外研修への積極的な参加

②資格取得への援助

③大学院等への進学へ支援

(3) 研究活動の推進

ワークショップ（7研究グループ、3年間研究）、

昨年度は第3期の研究活動が開始され、第2期の研究結果を紀要第2号として発行しました。今年度は第3期の2年目となり実りのある研究活動を行います。

(4) 組織的支援体制の確立

本園と各ホーム、各グループホームの連携を常に図り、必要に応じて統括主任、主任、

副主任、ケースワーカーらの援助を行い、各ホーム、ケアワーカー職員等の孤立を防ぎます。

(5) キャリアアップ部門による各職員の専門性向上の支援

平成 27 年 4 月よりキャリアアップ部門が創設され、園内の研修体制の充実、さらに各職員の専門性向上のために、一人ひとりのキャリアレコードを作成し専門性の修得状況や、今後必要な学びへの助言などを行ないます。

(6) 東京育成園運営ハンドブック(仮称)の編纂

編集委員会を組織し、当園が蓄積してきた児童養護の専門的取り組みをまとめて行きます。

VI 職員福利厚生の上

児童養護施設は、高い専門性が必要とされています。当園の職員は高い専門性を有しております。この高い専門性を維持するためには、長く勤められる環境整備が必要です。そのためには、職員福利厚生の上が大切です。常に、プロジェクト 21 推進委員では、職員の福利厚生について考え検討しており、今年度は下記のことを実行していきます。

(1) 長期休暇取得制度の推進

この基本目標は第 2 期に加えられたものです。有給休暇取得率を上げるための方法として、7 日間連続長期休暇制度を導入し職員から好評を得ています。また、この制度の継続と発展を行います。また、新任職員は有給休暇の日数が少なかったため 2 年目から活用できる制度でしたが、1 年目に限って連続 5 日間の中期休暇制度を新任職員のために導入します。

(2) 職員増員による業務の軽減化

本計画の第 2 期の中で、当園児童養護施設は専門機能強化型施設に移行し職員の増員が実現しました。さらに、平成 26 年 3 月に、国の政策により職員の配置基準が改正され、平成 27 年 4 月から、1 ホームに職員 4 人体制でホーム運営を行う事が出来るようになりました。また、ICT 化の充実により相当の業務省力化が進められています。さらなる最新技術を活用するなどの工夫を行い、常に省力化の研究を怠らず新しい方法を発見して業務軽減を実現して行きます。特に、昨年度から超過勤務の削減を研究し実行してきた結果、相当の超過勤務の削減に成功しました。今年度も、超過勤務の削減に努力していきます。

(3) 超過勤務の軽減化

前 5 カ年計画にはなかったが、行事、自立支援計画時等の認められた超過勤務以外で発生している、超過勤務に対する軽減の研究が取り組まれ、超過勤務を大きく改善することが実現できた。さらに、これを維持するために、また、予定の勤務が不規則に変更することない体制を確立し、職員のワーク・ライフバランスを図り職員の心身の健康を守るためにさらなる向上に努めます。

(4) 職員処遇の改善の努力

職員の処遇改善は常に取り組まなければならないことです。特に、働きに応じた給与が支給されることは大切です。また、超過勤務手当をはじめとして諸手当の改善を含めた努力は、措置費制度という限定された条件の中ではありますが、可能な限り怠らず行

っていきます。

(5) 産休・育休後の復職支援

当園の養護理念の特徴で長年継続してきた小舎制は、結婚後も継続して働くことが困難でした。しかし、第2期では、さまざまな工夫を行い、結婚、産休、育休の状況でも仕事を継続することが実現しました。さらに育児と仕事の両立を図れるように、当園独自の「常勤的・非常勤制度」の保障を充実していきます。この制度は、身分は常勤の保障を行い、働き方は、20時間から40時間の間で、子育てを優先して働く時間を申告するものです。こうした工夫は今後も進めていきます。なお、男性職員の育児休業取得を推進します。

(6) 将来性のある人材確保

将来性のある新職員を採用するために、東京育成園やオリーブ保育園で実習した学生の中で、優秀な学生を有給のインターン生として採用し、人材確保につなげていきます。

Ⅶ 経営の安定の確立と向上

(1) 経営努力

当園事業の長年の赤字経営は、第1期5か年計画で、黒字経営への転換を成し遂げることが出来ました。今後も、無駄な経費の削減や効率的職員配置などの努力を行い、安定した経営の継続に努めます。

(2) 寄付金等の援助増進への取り組み

民間施設の最大の収入源は、公的資金を除くと寄付金となります。今後も企業や個人の篤志家に働きかけて、協力を求め経営の安定化を図って行きます。

(3) 福祉サービス第三者評価の受審

当法人が実施しているサービスを、福祉サービス第三者評価機関により評価されることにより、サービス向上の改善努力の促進をします。また、評価結果を幅広く利用者や他事業者へ提供し、サービスの内容を外から見えるものとする事により、事業の透明性を目指します。2019年度も、児童養護施設東京育成園及びオリーブ保育園ともに、福祉サービス第三者評価を受審します。

(4) 法人監事監査、内部経理監査の実施

法人の健全な運営を目的として、法人監事監査を実施します。時期は5月の決算理事会開催前とし、「監事監査重点5項目指針」にしたがい①理事の業務執行状況等、②不動産等資産の状況等、③事業計画の執行状況等、④決算報告書等による会計経理の状況等について実施します。

(5) 情報の開示

地域住民や一般市民に積極的に情報を開示し、経営の透明性の確保するために、当園の定款、法人現況報告、事業報告書・決算書並びに福祉サービス第三者評価を、当園のホームページに掲載し、本園本館ロビー等でも閲覧できるようにします。また、東京都が指定する「福祉サービス第三者評価を活用したサービス改善計画・実施状況」並びに



「財務情報」を、本園本館ロビー及びオリーブ保育園ロビー等でも閲覧できるようにし、必要に応じて利用者等関係者に配布します。

## VIII 地域福祉文化の推進

### (1) 地域の社会福祉資源として

当園の事業は、地域住民に期待される有用な社会福祉資源として活用されることが大切です。このために、当園の事業で蓄積されてきた児童福祉の専門性やこども・子育て支援の技術、社会福祉の制度の知識等の提供を、地域住民のために有効活用を行う事を企画します。さらに、当法人の施設等を可能な限り地域の人々の活動に解放し、地域の福祉文化創造に寄与して行きます。平成 29 年度 4 月から「こども・子育て研究所」を創設したが、さらなる発展を企画していきます。(IV- (6) 参照)

### (2) 地域教会との連携

東京育成園はキリスト教主義施設であるためディアコニア神学の展開が求められます。地域の教会との連携を深めていきます。

## IX 海外子ども福祉の支援

この基本目標は、第 2 期の中で中国、韓国の留学生を受け入れ、日本の児童福祉を学ぶ 3 名の留学生を支援して来ました。この海外留学生の支援と共に、東南アジアの要保護児童の教育支援などを行います。特に、職員一同の厚志により長年続けている、フィリピンの経済的に恵まれない子供たちの支援を今年も行います。さらに、平成 27 年度から行われている韓国の児童養護施設アンヤンの家の子どもたちとの交流も進めます。

- ・ 東南アジア等の恵まれない子どもたちへの支援として、フィリピンの恵まれない子どもたちの教育支援を、職員一同の寄付により 2 人の子どもの支援が行われているが、今年度も支援を継続する。
- ・ 海外の要保護児童対策を視察する。
- ・ 海外福祉留学生の受け入れ

2019 年度 法人主要行事等計画予定表

月	法人本部主要行事
4	辞令交付式、
5	監事監査、理事会、松島奨学金授与
6	評議員会、法人現況報告、法人調査書、資産変更登記、
7	福祉サービス第三者評価契約
9	理事会
3	理事会

### Ⅲ. 「児童養護施設 東京育成園」運営に関する事項

#### 1. 基本理念に基づく子どもの権利擁護

職員一人一人が、当園の理念である、「聖書、マタイ福音書 25 章 40 節」「子どもの権利条約」「児童福祉法」「児童憲章」に示される「子ども中心主義」を常に念頭に置き、「子どもの最善の利益」が保証され、護られるように、倫理綱領を厳守し、日々の支援を顕彰し合いながら職員の資質の向上に努めます。

##### (1) 子ども達が自由に意見を表明できるために

子ども達の日常生活の場面で、子ども達が自由に自分の意見を表明できるための環境づくりに努めます。小舎単位の生活支援の中で、その基礎となる子どもと職員の間関係づくりに努め、また子ども達と職員の話し合いの場である「ホーム会」を開き、生活の中で起きる様々な課題や役割等について、子ども達が自由に意見を交わし、自分の希望を表明できるよう援助します。子ども達の希望には可能な限り応え、また応えられない場合もその理由を明確に示すように努めます。

子どもたち全体を把握している統括主任や FSW、心理職員や栄養士・調理スタッフも定期的にホームに入り、子どもたちからの声を多角的な視点から丁寧に聞きとれるように努めます。

園全体で取り組む行事等のプログラムは、子ども達の興味や趣味を尊重し、企画、運営に子ども自身が主体的に関われるように努めます。招待行事等への参加については、一人一人の自由な選択を尊重します。

##### (2) 子ども達が自他の権利を尊重できるために

東京都の作成した「子どもの権利ノート」を入園時に児童福祉司より渡され、説明を受けることになっています。当園としても職員が必要に応じて、「権利」について年齢、発達段階を考慮しながら補足説明を実施いたします。自分自身の権利が守られることの重要さと共に他人の権利を守る重要さも学んで行けるように、日々のホームでの生活を中心に子どもたちに語りかけ、他者との関係の中で体験を通して学べるように支援します。

##### (3) 子ども達のプライバシー保護のために

子どもの居室はプライバシーに配慮した空間が保守できるように構成されています。また、子ども宛ての手紙等は、本人自身が開封することや、必要最低限の私物の点検も、本人の同意を得て行うことを基本としています。

職員は職種を問わず、業務上知り得た子ども及びその家族の情報について、守秘義務を徹底しています。ただし、子どもの生活支援上、子どもの利益につながる個人情報の第三者への提供については、園長との協議を経た上で慎重に行っています。

実習生やボランティアに対しても、オリエンテーションの中で、守秘義務を徹底しています。加えて、実習生等の学びのために個人記録を読むときは園長の許可を得ることと当園職員の立会いの下でメモを取らずに行うこと、また、子どもに関する情報を大学等園以外で使用する場合は、同じく園長に文書で発表内容を提出し許可を受けることを課しています。

#### (4) 子ども達の出生や、家族の状況等を知る権利への配慮

子どもたちの個々の成長にあわせ、保護者や児童相談所と連携して、子どもたちに対し、可能な限り家族の情報を伝えていくように努めます。その際は、子どもの希望を第一に尊重しつつ、自分の出生や家族の状況を受け入れられる子どもの状態であるか否かを判断した上で実施します。子どもが受け止めにくい情報については、伝え方、伝える時期、伝えた後のフォローを関係者が慎重に検討し、連携を密にとりながら子どもの様子を観察し、子どもたちが自分の背景を肯定的に受け止められるよう、役割を決めて支援します。

#### (5) 子ども達への懲戒権濫用の禁止

職員は懲戒権の濫用禁止を明確に理解し厳守します。園は体罰を禁止しています。子どもが出している問題行動については、要因について専門的な視点からアセスメントし、強制的な指導による援助ではなく、子どもが納得して自発的に行動が改善出来る援助技術等の習得に努めます。研究に努めることを職員の専門性として求め、園の指導方針として徹底します。その方法や技術のスキルアップは、園内外の研修や、OJTの中で企画し、ロールプレイや実践例の学習を通して専門的な援助技術の習得を励行します。

#### (6) 子どもからのサービス評価の実施

子ども達の視点に立った人権やプライバシー保護に配慮し、子どもの最善の利益に合う支援サービスを行うために努力します。

第三者評価に組み込まれている子どもからのサービスの評価を活用し、子どもの声に真摯に耳を傾け、職員の支援を見直し、サービス向上に努めます。必要に応じて、子ども達が直接職員に希望を伝え、意見交換できる場を設定し、双方の理解が深められるよう努めます。

また、行事後のアンケート等を通して、子どもたちからの意見を吸い上げ、子どもたちの希望が反映されるように、その都度、行事の見直しも行います。

#### (7) 子ども達の苦情解決のために

当園の苦情解決要綱に基づき、子ども達及び保護者の苦情に対応していきます。

- ・日々の生活の中で、全ての職員が子どもの意見に耳を傾け、解決に努めますが、特に、苦情解決の体制として、施設長が苦情解決責任者となり苦情解決委員会を設置します。子ども及び保護者からの苦情に対しては、統括主任・FSW が園内の窓口となります。その他、子どもの人権擁護に関心の高い園外の社会的立場にいる苦情解決第三者委員3名を理事会、評議員会の承認を得て委嘱し、複数の委員が、子どもの立場に立った苦情解決を実践します。

- ・苦情解決の仕組みや苦情解決第三者委員の存在については、子ども保護者に対し、入園時のオリエンテーションの中で説明し、ホーム内にもポスターを掲示し周知します。また、意見箱（ポストくん）を設置し、子ども達が自由に苦情を訴えられるように努めます。

- ・受けつけた苦情については、苦情を申し出た当事者が不利な立場にならないよう十分配慮しながら聞き取りを行い、解決に向けて検討・対応します。話し合われた内容・経過・結果は、正確に記録し、苦情解決責任者及び委員及び関係者に報告します。

- ・苦情への検討内容や対応結果は、必ずフィードバックし、苦情を申し出た子ども及び保護者が納得できる解決になっているか確認します。

- ・苦情の申し出の有無にかかわらず、第三者委員会を年2回開催し、子ども達の生活状況の

評価や、意見箱（ポストくん）に投函された苦情とその対応等について話し合いを行います。

・第三者委員には、委員会開催時にホームへの夕食入り、ガーデンパーティー、クリスマス会、発表会への積極的な参加を呼びかけ、子どもたちとの交流の機会を持ち、第三者委員と子どもたちが話しやすい関係作りができるように努めます。

#### (8) 被措置児童等虐待対応

平成 21 年に改定された、児童福祉法 33 条の 10 に基づいて、さまざまな事情で当園での生活を余儀なくされている子どもたちが、当園の理念である「子ども中心主義」や、支援の理念である「総合養育環境療法」の視点から、「子どもの安全と安心できる暮らしを護る」ことを常とし、「子どもの安全・安心を護る委員会」を設置し、子どもの権利擁護が護られた支援が行われていることを点検確認します。

#### (9) 権利擁護の自己点検結果に基づく規程、マニュアルの整備

以前から検討課題となっていた、「子どものプライバシー保護規程」「施設構造・居住環境点検マニュアル」（何れも仮称）の作成につきましては、「職員として留意すべきこと」のマニュアルの中に「子どもたちのプライバシーに配慮すること」として組み込み、作成しました。昨年度の新任職員には、年度初めのオリエンテーション時に説明し、また、OJT の中でもテーマとして、全職員が熟知できるように努めています。住環境については、「安全・安心・快適な生活を提供するために」のマニュアルを作成し、3 カ月ごとに、主任・副主任が中心となり、全ホームの点検を実施しており、今年度も継続します。

また今年度も、全国社会福祉協議会が実施している「人権擁護のためのチェックリスト」に沿って、全職員が自己点検し、子どもたちの人権擁護と人権侵害の防止に取り組みます。

## 2. 居室ケアワーク部門目標

### (1) ホーム別 2019 年度運営方針

#### ■ 愛の家

##### ホーム運営方針

◎お互いを認め合い、思いやりを持って生活を送ることで愛の家が居心地の良い場所となるようにする。

##### ホーム運営計画

①暴言暴力を禁止し、ホーム全員が安全で安心な生活を送る。

- ・ 基本的な挨拶や声掛けを大切にして、皆が気持ちよく生活できるようにする。
- ・ 暴言暴力以外にも威圧的な態度によって年少児が委縮しないよう、年長児への意識付けを行う。
- ・ 年齢ごとに出来ること出来ないことがあることを理解し、互いに配慮して生活を送る。

②子ども・大人が互いに協力し合い、居心地の良いホームを作る。

- ・ 皆で使うもの、使う場所を綺麗にするなど、自分だけでなく、思いやりの気持ちを持って皆が気持ちよく生活できるよう意識付けを行う。
- ・ 保健衛生面（手洗い・うがい）でも、自分の行動が他児に影響を及ぼす（インフルエンザなど）

ことを理解して生活を送れるようにする。

- ・食事の準備など人任せにはせず、皆で動くことを大切にする。
  - ・引き続き愛犬ポチもホームの一員として皆でお世話をしていく。
- ③子ども達が目標や目的をもって充実した生活を送れるようにする。
- ・子どもたちが部活動や学校行事に積極的に参加できるようにサポートする。
  - ・アルバイトや園外活動に参加させる中で社会性の向上を図る。
  - ・子どもたちが、自分の力で目標達成に向けて取り組み、自己解決能力を高められるよう、担当者はサポートしていく。
- ④個々のアセスメントを行い、子どもの育ちに応じたレベル、方法で支援を行う。職員は専門性の向上を図る。(他専門職と密に連携を図り、意見を積極的に取り入れる。)
- ・D0計画の進捗状況の確認をこまめに行い、ケースワーク部門や心理部門と連携して、計画的に支援を進める。
  - ・ホーム内OJTを行い、各職員の知識や技術を共有して、4人全員のスキルアップを図る。各自の強みを活かすと共に、「出来ない」「知らない」を減らしていく。
- ⑤効率よく業務や子ども支援を進める。
- ・ルーティーンワーク、予定管理を徹底して行き、子どもに不利益が生じないようにする。
  - ・ホーム会の議題などを事前に共有し各自で準備を行うことで、プレゼンテーションスキルのアップと、時間を効率的に使えるようにしていく。

## ■ 鳩の家

### ホーム運営方針

- ①ホーム運営の過程を個々の自立支援に還元していく。
- ②みんなで協力し、安心して生活できるホーム作りをする
- ③チーム間の連絡を密にして役割分担を明確化、共有し支援を行う

### 運営計画

- ①子どもと一緒に作業を通じて感謝の思いを育て、認められる経験を通じて自己肯定感の向上を図る。お互いの存在を認め合う中から、子どもたちにとって安心できる日々と安全な生活を送れるよう支援を行う。
- ②子どもたちとの信頼関係を構築するため、職員間での連携を強化し、一貫した支援を行う。

## ■ 百合の家

### ホーム運営方針

- ①「みんなが思いやりをもって、安心できるあたたかいホーム」を目指す。
- ②「ホーム作りの過程を個々の自立支援へ還元できるホーム運営」を行う。

### ホーム目標

- ①ホームの子ども達が安全で安心して生活できる空間を提供し、心を育む。
- ②グループワークを活用したホーム運営を実践する。
- ③職員個人のスキルアップとモニタリング、アセスメントの充実。

## ホーム運営計画

- ①日常的な点検や小まめな掃除、洗濯などを通して、清潔な空間作りを行う。
- ②食卓で団欒の時間を過ごせるよう、楽しい雰囲気作りを心掛ける。
- ③日頃から他者に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
- ④丁寧掃除を週一回実施し、みんなでホームを大切に作る雰囲気を作る。
- ⑤年長児は年少児を見守り、年少児は年長児を見習えるような機会を意図的に作り、みんなでホームを作り上げる雰囲気を作る。
- ⑥意識的にOJTを行い、個人スキルの向上を目指す／各職員に責任を持たせることで資質向上を目指す。
- ⑦ホーム会議でモニタリングを行う／園内心理やFSW、統括主任にSVを依頼し、多角的な視点で課題対応を図る。
- ⑧「報告・連絡・相談」を徹底して、対応のズレや時間のロスをなくす。

## ■ 葡萄の家

### ホーム運営方針

「お互いを認め合い 安心安全なホームを子どもたちと共に作り上げていく」

### 目標

- ①落ち着いた生活の提供
- ②グループワークを通して、お互いを認め合えるような環境を作る
- ③職員の連携の強化

### 運営計画

- ①生活を安定させることを第一に目指し、共有体験を通じて担当者と児童の信頼関係の構築を図る。
- ②「お互いに気持ち良く生活する」とはどういうことかを子ども達と共に考え、子ども達が主体となって生活を送る。年長児を中心にグループワークを実践することでグループのまとまりを強化する。
- ③職員の意見を反映しながらホーム運営の改善を図り、連携を強化する。また、園全体のOJTをホーム内のOJTにも繋げていく。

## ■ 希望の家

### ホーム運営方針

- ①職員、子どもたちそれぞれが協力して“希望の家”を作っていく！
- ②人としての倫理観、道徳心を養っていく

### 目標

- ①職員と子どもで協力し、みんなが安心できる環境を作り、子どもの心を育てる。
- ②職員間のチームワークを大切にし、子ども1人1人に専門性の高い支援を行う。

### 運営計画

- ①暴言・暴力は認めない。誰もが威圧されず、これ以上傷つけられない安心できる環境を作

- る。子ども同士の関わりを通し、相手の気持ちを理解できるように支援していく。
- ②子どもたちがお互いに思いやりを持って、自発的に協力し合えるように支援していく。常に社会に出たことを意識し、基本的な日常生活の常識を身につけられるようにする。
  - ③子どもたちが常に大切にされていると感じ、家庭的な温かさを体験してもらえるように支援していく。人としての倫理観や道徳心を育てられるようにしていく。
  - ④チームワークを大切にし、今まで以上に専門性の高い支援を行っていく。
  - ⑤個々の児童の課題を明確に捉え、定期的にあセスメントを行い、方針の見直しを行っていく。

## ■ ヒソップホーム

### ホーム運営方針

「素直さ、優しさ、明るさ」を大切にしたい、温かく穏やかで落ち着いたホームの雰囲気を作る。

### 目標

- ① グループワークを通して他者理解につなげることで、「素直な心」と「優しい心」を育む。
- ② 結果よりも、過程における頑張りや努力を評価することで、何事にも前向きに取り組める「明るい心」を育む。
- ③ 安心・安全で落ち着いた生活を実現できるようなホーム運営を行う。
- ④ 職員の専門性の向上により、より効率的で効果的な支援を行う。

### 運営計画

- ①子どもホーム会や日常生活の小さな共有体験を意図的に多く設けて積み重ねることで、自己覚知と他者理解の向上につなげる。
- ②職員と個別で過ごす時間やグループワークを意図的に多く設け、子どもと職員との関係構築をより深める。
- ③定期的に子どもホーム会を行い、子どもも職員も気持ちよく楽しく生活できるホーム作りを目指す。
- ④ホーム会議を通して、職員の価値観や養護観の擦り合わせ、情報の共有などの連携を密にしていく。
- ⑤職員一人ひとりが、常に向上心を持って学ぶ姿勢を持ち、互いに学び合うことで専門性の向上を図る。
- ⑥近所との交流を継続し、子どもたちが地域と密着して生活することで社会性を育む。

## ■ さくらホーム

### ホーム運営方針

お互いの存在を尊重し合って、温かい雰囲気作りを目指す。

### 目標

- ①職員が子どもたちそれぞれと関係を深め、子どもが大切にされていることを実感できるようにする。その上で、子どもたちが互いの存在を尊重し合えるような心や姿勢を育む。

②本園との連携を密にして「安心・安全」で「落ち着いた生活」を実現できるようホーム運営を行う。

#### 運営計画

- ・子どもが持つ課題を明確に伝えて自己覚知を促すことで、年齢相応の社会性の獲得を目指す。
- ・子どもも職員も気持ちよく生活できるホーム作りのため、定期的に子どもホーム会議を行う。
- ・職員と個別で過ごす時間やグループワークを大切にし、コミュニケーション能力の向上とホームへの帰属意識を養うと同時に、他者理解に繋げる。
- ・子ども個々の課題に対する取り組みを、チーム全員で行っていく。そのために、ホーム会議等活用し、職員の連携を密にしていく。
- ・職員一人一人が学ぶ姿勢を持ち、互いに学び合うことで専門性の向上を図る。また、OJTや研修等で学んだことをホームに還元していく。
- ・近所との交流、民生委員との交流を継続し、子どもたちが地域を感じながら生活できるように支援する。

### ■ マナの家

#### ホーム運営方針

共同生活を通して他者理解を深め、思いやりのある気持ちを育む

#### 目標

- ①他者を傷付けるような言動は認めず、子ども達が安心して生活できる環境を作る。
- ②地域生活を通して、周囲に配慮が出来る心を育む。

#### 運営計画

- ①子ども達にとって安心出来、過ごしやすいホームを作るため、生活環境に気を配り衛生的なホームを保つ。
- ②日常的に積極的なコミュニケーションを心掛け、担当職員と子ども達との関係構築を深める事により、子ども達の成長を促し、他者理解の向上に繋げていく。
- ③日々の生活の中で、子ども達の意見や希望を積極的に汲み取り、子ども達が主体となるホーム運営を目指す。
- ④職員と個別で過ごす時間やグループワークの時間を意図的に多く設け、思いやりの気持ちを育み、心地の良い雰囲気作りを目指す。
- ⑤自立や高校受験を控えた児童がいるため、将来について一緒に考え子どもたちが自ら将来を選択出来るよう支援する。
- ⑥日常生活や自立に向けた支援をする中で新たに出てきた課題についてアセスメントを行い、具体的な支援計画を立て、実践していく。子ども達の将来を見据えた丁寧な支援を行う。
- ⑦地域の中で生活していることを活用し、近隣の方との挨拶や近所付き合いを通して、更なる社会性の向上を目指す。
- ⑧職員間の連携を強化し、チームワークの向上を図る。職員それぞれの個性を子ども達の支



援に活かし、多角的な支援に繋げる。

## (2) 日常生活の支援

### ① 生活の支援

子ども達の多くは、入園に至るまで望ましい食生活の経験が少なく、更には退園と同時に一人で生活しなくてはなりません。よって、栄養の知識・調理技術といった、食育・自立に必要なスキルは意識的に支援することが大切です。しかし、施設生活においては、一般家庭と同じように日常の中で自然に伝わることが子ども達の記憶にも深く残り、望ましい形であると考えます。施設の生活は、環境そのものが学びの場です。食生活も生活と分けずに営まれることが家庭的な雰囲気を作り、食を通し子ども達の心の安心・安定にも繋げていくことが出来ます。

食に関する支援もケアワークの一部です。ホームで営まれる食事を大事にしながら、食育・自立支援に繋げていきます。

- i. 衛生的な食環境の提供
- ii. 明るく、楽しい食卓の雰囲気作り
- iii. 食わず嫌い、食事のマナー、正しい食習慣への指導
- iv. 料理に合った器での盛り付け
- v. 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べられる配慮
- vi. 毎日の食事、ホーム調理を活用した、食育・食生活自立に対する支援
- vii. 子どもの好み、生活に合わせた、バランスの取れた食事作り
- viii. 体調不良の子への食事内容の配慮
- ix. 幼児に合わせた食事の進め方
- x. アレルギーの子の配慮、栄養士との連携

### ② 衣生活の支援

子ども達が衣習慣を習得し、衣服を通じて個性が尊重され適切な自己表現ができるように努めます。具体的には、毎日の生活の中で、職員が子どもたちの衣服の状態を常に把握し、季節、冠婚葬祭、生活場面等に応じた衣服の選択、整理、保管などができるように支援します。また、半期に分けて、個別に子ども達と相談しながら衣服の購入計画書を作成し、購入にあたっては、子どもが自分自身で購入できる機会を提供し、子どもの希望が反映できるように努めます。同時に、子どもの発達段階に応じて、洗濯、アイロンがけ、繕い物等の方法を教え、子ども自身が衣服の自己管理ができるように支援します。また、自室に個々の収納スペースを確保し、自分の衣服の所有感が持てるように努めます。

寝具は年一回、専門の業者による査定を実施し、必要に応じて打ち直しや買い換えを行い、子どもたちに清潔で快適な睡眠を保障できるように努めます。

特に夜尿のある子ども達の布団は、学期に1度は丸洗いに出し、清潔に保てるように配慮していきます。

### ③ 住環境への支援

生活の場の安全管理と事故防止に配慮し、あわせて快適さの確保に努めます。

職員は子どもたちの生活環境が常に清潔で快適なものとなるように、日々の清掃や美化に努め、床、壁の補修、給排水設備、電気、ガス設備の維持・補修について迅速に行います。特に、震災等への備えに努め、日々の生活の中でも危険個所のチェックや予防を徹底し、事故防止に努めます。また、居室担当職員が中心となり、花壇の花植え、居室の家具配置の工夫等を心がけ、子どもたちと共に過ごしやすいホーム作りに努めます。

子どもたちに対しても、発達段階に応じて、居室の整理整頓、掃除、布団干し、ゴミ処理等の習慣が定着するよう支援します。

#### ④健康管理の支援

医療機関と連携し、一人一人の子ども達の心身の健康を管理し、異常がある場合は、適切に対応します。

- ・具体的には、入園時に、保護者から子どもの既往症、予防接種の接種状況、アレルギーの有無等についてできる限り明確に聞き取り、その後も保護者と連携し、子どもたちの健康管理に努めます。

- ・日々の生活の中では、ホーム担当者が中心となり、子どもの健康状態や発育・発達状態を注意深く観察し、変化がある場合は、迅速に、適切な対応をしていきます。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が生活時間を組み立て、自分の健康を自己管理できるように支援します。

- ・アレルギーや喘息等、特別な配慮が必要な子どもについては、嘱託医の助言を受けて、生活の中で丁寧に支援します。環境改善や食事療法が必要な子どもは、管理職、栄養士・調理とも連携しながら対応に努めます。その他、精神面や生活上特別な配慮を必要とする子どもについては、医療機関及び教育機関と連携しながら、当園内にも緊急対応体制を敷き注意深く見守ります。

- ・服薬管理が必要な子どもについては、子ども自身にも必要性が理解できるように説明し、医療機関と連携しながら、服薬や薬歴のチェックを行っていきます。

- ・年2回嘱託医による健康診断を実施し（春の検診は、幼稚園・学校等の健康診断結果を適用）、子どもの健康状況、発育・発達状況について把握し、必要に応じて適切な治療が受けられるように支援します。

- ・実施されていない予防接種に関しては、措置費予防接種費加算を請求し、退園までに可能な限り接種できるように努めます。インフルエンザの予防接種は、保護者の了解を得た上で、原則として全員に実施します。

### (3) 子ども集団への支援

#### ①季節行事の実施

子どもたちの生活経験、自己表現の場として行事を企画し、実施します。端午の節句、七夕祭り、お月見、幼児祝福式（七五三）、餅つき、七草、鏡開き、節分豆まき、ひな祭り等の日本古来の四季折々の行事については、子どもたちが将来家庭を持った時に継承できるように伝達していきます。

#### ②全体行事の実施

園内独自の行事プログラムについては、子ども達の興味や趣味を尊重し、常に質的向上に努めています。また、企画、運営にあたっては、子どもたちが主体的に関われるように企画し、招待行事等への参加については一人一人の自由な選択を尊重します。

園全体の行事としては、夏休みガーデンパーティー、クリスマスページェント礼拝、発表会、ボランティア感謝お別れ会、卒業進学お祝会等を実施します。これらの行事についても、開催目的を明確にし、できるだけ子どもたちが主体的に参加できるように努めます。

エージグループ別の行事として、幼児（小学校1年生を含む）及び小学生（2～6年生）を対象とした夏期キャンプを実施します。中高生は、1年間を通して担当する職員を固定し、策定した自立支援プログラムを基に、子ども達が自立に向けて、積極的に参加し意欲の向上を目指せるように、レクリエーション活動も導入しながら多様なプログラムを提供します。

なお、これらの実施にあたっては、子どもの所属するクラブ活動の日程等個々の事情、あるいは価値観等の違いによる個々の意志を互いに尊重していきます。

高校生に対しては、話し合いの場を多く設定し、価値観や倫理観について、子ども同士が意見交換する中で、自己覚知をし、体得できるようなプログラムを実施します。それらを積み重ね、自立後の生活が主体的に組み立てられるよう支援します。

また、園外（海外も含む）での社会体験の場を多く提供し、実社会を体験し、視野を広め、目的をもって自己実現していける進路選択ができるよう支援します。

ホーム別の行事としては、ホームに配分されている予算を基に、ホームの絆を深めることや、良好な人間関係構築のために、ホーム外出等を実施します。

その他、個々の状況に合わせて、職員と子どもの個別外出プログラムの計画実施、さまざまな協力機関からの招待行事等への参加を検討、それらを用いて、子どもたちの情緒の安定や情操教育に努めます。

### ③文化、教養娯楽活動の実施

休日やプログラムのない時間は、子ども達の希望を尊重し、子ども達が自由に過ごせるよう配慮します。また、子どもの友人との交流についても、子どもの健全な発達を考慮した上で、自由に交流できるよう支援していきます。

子どもたちが興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう、子どもが希望する学校のクラブ活動への参加、地域のサークル活動やレクリエーションへの参加を可能な限り支援していきます。

意欲の少ない子ども達に対しても、子ども達の発達段階に応じた様々な社会資源を提供し、個別的に子どもたちが自己実現できる場や機会が多く持てるよう支援していきます。

#### i. ギタークラブ

2019年度もこれまでと同様に月1回程度の活動を実施していきたいと考えています。ガーデンパーティーと発表会で成果を披露していきます。30年度末でメンバー3名のうち2名が退園となりますので新メンバーの募集を行います。

#### ii. ハンドベル部

ハンドベルの練習を通して協調性や創造性を育み、思いやりを持った人間関係を学べるように、子どもたちを主体として練習に取り組んでいます。毎月1～2回、発表前には集中

して練習を行い、発表会で演奏発表を行うことで、達成感を得ることを目的の一つとして活動しています。また、地域コンサートの鑑賞等を通し、社会体験や公共の場でのマナーの獲得などに繋げていきたいと考えています。

(その他の取り組みの詳細は「ボランティアとの連携」を参照)

#### (4) 学校生活、学習の支援

学校教員と十分な連携をとり、子ども達の学校での様子や必要な学力向上のための情報を把握し、学習ボランティアの協力を得て、子ども達個々の学力に応じた学習ができるように支援します。特に受験期の子ども達に対しては、早い時期に進路目標を設定し、達成に向けて積極的にボランティアの開拓を行っていきます。

##### ① 学校教育機関との連携

特に、教育機関との連携を重視し、難しい課題をもつ子どもへの適切な対応の連携や、情報交換と相互理解を深めるために、今年度も地域小学校教員並びに駒沢中学校教員と年1回の交流会を開催していきます。それ以外にも各学校で実施される防災訓練やお餅つきに参加し、学校を中心とした地域社会と連携を深め、総合的に子どもが見守られる体制を築きます。

###### i) 地域小学校交流会

本園の児童が通学している駒沢小学校、旭小学校教諭との連携と児童の共通理解を深めるために、今年度も開催します。園全体の取り組みを知ってもらうための全体会を実施。それを基に学年別の分科会にて活発な意見交換をし、有意義な時間とします。

###### ii) 地域中学校交流会

子どもたちが通学している中学校の教諭との連携、児童の共通理解を深め、相互の協力体制を作ることを目的に今年度も開催します。全体会では当園の取り組みや、児童養護を取り巻く状況についての話を行い、分科会では学年ごとに分かれて懇談の場を持ち、中学校教諭と当園スタッフの意見交換を通じて双方の指導理念、方針の共通理解をめざします。今後の子ども支援に十分活用していくことを目的に実施します

##### ② 学習ボランティアとの連携

子どもたちの学習支援のために、大学生を中心とした学習ボランティアの協力を得て学力向上に努めます。子どもの希望に沿ったボランティアの開拓を行い、より効果的な活動ができるよう連携し支援します。

(詳細は「ボランティアとの連携」を参照)

#### (5) 精神科医、心理職との連携

##### ① 心理的な支援

被虐待等により心理的な支援を必要とする子ども達に対応し、心理職員が個別面接や生活場面面接を実施し、子どもたちへの個別的、治療的ケアを実践します。また、非常勤の精神科医が子ども達の精神症状、発達状況、問題行動などの観察、評価をし、専門的な視点からの助言や診断を行います。

月1回心理職員と居室担当ケアワーカーのコンサルテーションを実施し、子ども達の問題

行動に対して、心理面からの評価、ケアについての助言をおこないます。

管理職・FSW等の専門職・心理職・精神科医は、連携しながら、子ども達の状況把握と問題の評価を行い、役割分担しながら子ども達のケアに関わり、居室担当ケアワーカーと子どもとの関係をサポートしていきます。

そのため、管理職と心理職による会議を開催し、支援方針や連携のあり方を確認します。また、臨床心理士・統括主任・ファミリーソーシャルワーカーによる支援会議を適宜行います。必要に応じて児童相談所の児福司、心理、医療スタッフを始め、地域並びに関係の深い医療機関・保健機関等とも連携していきます。

## ②子どもの問題行動への取り組み

問題行動のある子どもについては、主任指導員、副主任指導員が中心となり、居室担当ケアワーカー、幹部職員、担当職員、心理治療職員及び精神科医、スーパーバイザーが連携し、問題となる行動の誘因や、人的、物的環境との関わりの把握に努め、援助方針をたて支援をしていきます。

必要に応じて、定期的に児童相談所や関係機関（医療関係、学校等）とのケース会議をもち、援助方針及び役割の確認をして行きます。これらの情報は常に園の全職員で共有し、連携して対応できる体制をとることに努めます。

また、問題行動の要因が心理面でのアセスメントや助言を必要とするケースについては、精神科医を中心として「心理ケアミーティング」を実施し、専門的な視点からの助言を受けながら支援を検討実施します。

## (6) 宗教教育プログラム

当園はキリスト教（プロテスタント）の精神に基づいて築かれ、基本理念における重要なプログラムです。伝統的に行われている園内礼拝は、今年度も毎月2回実施し、「一人ひとりが尊い存在であること」を中心に、自己肯定感、互いを尊重する心を育てます。イースター礼拝や七五三の幼児祝福式、クリスマスページェント礼拝も併せて行っていきます。子ども達の参加については、一人一人の自由な選択を尊重しています。

## (7) ボランティアとの連携による支援

当園は子ども達が地域社会の一員として、生活自立できることを目指しており、その懸け橋となる地域のボランティアの方々を幅広く受け入れていきます。また、ボランティア活動が子どもたちの最善の利益となるように、ボランティアを育成していきます。ボランティアの受け入れについては、「ボランティア受け入れ指針」に沿って、受け入れ窓口を決め、ボランティア担当者による面接とオリエンテーションを実施します。ボランティア希望者に対しては、面接において活動への意欲と意思確認を行い、オリエンテーションの中で、園の基本方針や守秘義務について説明し、十分な理解を得られた上で登録し、子ども達のニーズに合わせて紹介していきます。

また、活動しているボランティアに対しては、年度初めに園の紹介と交流を兼ねた機会を設け、ボランティア同志の交流や互いの活動について学び合うことで、活動への意識を高め、

活性化に努めます。その他、各ホーム・部署の担当者との活動の振り返りや、ボランティア窓口担当者との定期的な振り返りの場を設け、個々の面接を実施して、マンパワーとしてのボランティアの育成に努めます。

#### ①ボランティアによる日常生活支援

##### i)生活ボランティア

日常生活の中で、子どもたちに可能な限り丁寧な支援を提供するため、夜の時間帯や、子どもの多い土日の日中の時間帯に2人以上の大人が子ども達を援助できるように、生活ボランティアを受け入れていきます。子どもたちの身近での支援のため、専門的な学びをしている福祉系・教育系・心理系の大学生または大学院生を中心に構成します。特に社会福祉の学びを兼ねている学生に対しては、将来的に、社会福祉の現場でマンパワーとして活躍できる人材育成も視野にいれながら、助言も行っていきます。

##### ii)繕い物

長年にわたって当園を支援してくださっている、コドモの園幼稚園関係の近隣の主婦ボランティアグループ「カンナの会」による繕い物の活動を、今年度も依頼していきます。被服等の管理に多大な貢献が実践され、今後についても期待されています。また、浴衣の着付けや茶道等子どもたちの情操教育にも貢献してくださっており、今年度も企画し、講師として依頼をしていきます。

##### iii)幼児養育への援助

地域の主婦グループであるカンナの会、ぶどうの会、たんぼぼの会による未就園児対象の午前10時から12時の幼児保育を今年度も依頼していきます。子育て経験豊富なお母さんたちが子どもたちへの優しく温かい対応に、職員も学ばされることが多く、また子どもにとっても様々な遊びに触れる機会となり、実り深い活動となっています。また、職員会議や研修等にできるだけ多くの職員が参加できるよう、幼児の昼食を介助してくれる12時から14時の昼食ボランティア、チュチュの会を今年度も依頼します。

##### iv)理容・美容サービス

幼児と小学生に関しては、昨年度から開始したボランティアの美容師に各月1回来園して頂き、子どもたちの希望に応じて頭髪をカットして頂く活動を継続します。

また中高生に関しては社会経験として地域の理容・美容店を利用し、カットをお願いしてきます。

##### v)園内整備ボランティア

種々の分野で活躍中の社会人の有志からなるグループで、今年度も月1回、定期的に園内の整備をお願いします。活動は園内の美化に貢献するばかりではなく、一緒に作業することを通して、子どもたちと触れ合い、コミュニケーションを図ることで、自然な形で楽しみながらお手伝いができ、良い影響を受けています。今年度もより良い活動ができるよう支援していきます。活動後にはランチルームで昼食をとっていただき、ボランティアさん同士の繋がりも深められる機会も設けていきます。

##### vi)写真撮影

プロの写真家のボランティアが、七五三、クリスマス会、お別れ激励会などの当園の主要

行事の際、撮影担当として参加し、子どもの成長の記録としての写真を提供して下さっています。子ども達ひとりひとりにとって貴重な記録であり、2019年度も引き続き依頼をしていきます。

## ②ボランティアによる文化、スポーツ、教養娯楽活動の支援

### i) ピアノ教室

2名の先生にレッスンをお願いし、月2~3回の活動を行います。先生方とのやり取りも密にし、子どもたちが楽しんで意欲的にピアノを弾けるよう、個々に合わせたレッスンをお願いします。子ども達は発表会等で日々の練習成果を披露し、技術面だけでなく、継続して取り組んできたことを評価してもらう機会とすることで、意欲や自信に繋がります。

### ii) 外国語ボランティア

子どもたちが外国の方と交流し、日本とは異なる文化や言語に触れることで異文化の理解に繋げ、視野を広げるため、ボランティアによる定期的な外国語講座を行います。

### iii) 遊びのプログラム「開発くん」

ボランティア有志より指導をいただき、主に幼児~小学生を対象とした遊びながら科学を学べるプログラム「開発くん」を毎月一回実施します。また、希望児童を対象に個別プログラムとして毎月一回のレゴとパソコンを連動させたロボット作りやスクラッチと呼ばれるプログラミングを体験する活動をしています。また、夏休みには子どもたちの希望に応じて自由研究のお手伝いと指導をして頂いています。その他に、招待していただいた科学イベントへの参加も、希望児童を対象に行います。

### iv) 茶道教室

月1回、第3土曜夜18時半~2時間本館2階の和室を利用して行います。日本の礼儀作法を身につけ日本古来の茶を嗜むことを目的とし活動します。学校作法に基づいて裏千家を教えて頂いており、人数・時間の関係もあり対象は中高生に限らせて頂いています。また、1月の初釜では、晴れ着を着てお食事を頂き、その後園内の子どもたちや職員を招待してお点前をします。日々のお稽古が発揮できる場、活動の成果を披露する機会にしています。

### v) 生け花教室

今年度も毎月一回活動を行います。先生のご指導のもと、生け花の基本を教わり、毎回季節や行事に合わせ、子どもたちが楽しみながら生けられるように活動をしていきます。発表会では子どもたちが生けた作品を展示し、活動の成果を披露する機会にしています。

### vi) ダンス教室

子ども達からも関心が高いヒップホップダンスの教室を小学生以上の希望児童を対象に開催します。先生のご都合に合わせて毎月1回の練習を行い、ダンスを通して自己表現を習得し、集団で練習を行うことによりコミュニケーションを豊かにすることを重視して活動を行っていきます。また、半年に1度の園内での発表を目標に置く事により、子ども達の意欲を高め、達成感を得ることを目的とします。

## ③ボランティアによる学習支援

i) 恵泉女学園大学シェアリング部、学習院大学社会福祉研究会、慶應義塾大学ライチウス会、駒沢大学の学生グループによる学習指導

週一回のペースでグループ毎に曜日を設定し、マンツーマンでの学習指導が確保できるよう、担当の子どもを決めて活動していただきます。新規に参加される方を対象にオリエンテーションを行い当園でのボランティア活動について説明を行います。また毎週の学習指導後に反省会と連絡帳の記入を行い、ボランティアと職員との相互理解を深めます。通常の活動以外でもガーデンパーティー、クリスマス礼拝、餅つき等の当園諸行事への参加にご招待し当園や子どもたちへの理解を深めて頂きます。また学生ボランティアからの学園祭の招待に参加し交流を深めます。

年度末には、卒業・またはボランティア活動を終了される方を対象とした「ボランティア・インターン生感謝会」を行い、子どもたちと共に感謝の気持ちを伝える時を持ちます。

#### ii) 個別学習ボランティアによる学習指導

今年度も子どもたちの希望を聞き、特に、受験期の子どもや個別指導が必要な子どもを中心に継続していきます。地域の方や会社員のボランティア希望者を受け入れ、個々の子どものニーズに合わせて、ボランティアの自宅や本館ミーティングルーム等の利用も組み入れながら、学習指導をお願いしていきます。

### (8) 社会的自立に向けての支援

#### ① 進路選択の支援

進路指導マニュアルにより、園全体で企画実施している「進路選択の時期に達した子どもたちへのオリエンテーション」をきっかけに、受験をめざす子どもの学校見学、あるいは志望校の選択、また、就職をめざす子どもへの就職活動、社会体験プログラム、自立訓練の実施等のプログラムに添って支援して行きます。

##### [中学生プログラム]

中学生プログラムは高校生が自立に向けたプログラムを行っていく前段階のプログラムとして位置付けています。年度初めに担当者での話し合いを行い、中学生プログラムのテーマを設定し、全体テーマに基づいて学年別テーマも立て、テーマに沿ったプログラムを検討し年間を通して活動を行います。

生活内の自立度を子ども自身が振り返り、日常生活に反映させていくために行う自己チェックリストの実施、子どもの興味関心を広げるきっかけにもなる夏のボランティア体験プログラムやキャンプの実施、また、様々な人とふれあう社会体験プログラムを実施し、社会体験を重ねる中で自己や他者への理解が深まるよう支援します。

##### [高校生プログラム]

年度当初に在園児童の傾向と課題を高校生担当が討議し、「高校生プログラムの方針」を立て、その方針に沿い年間を通して自立に向けて取り組みます。

高1生に「新高校生オリエンテーション」、高2,3生に「進路選択のオリエンテーション」を実施し、高校生としての自覚と自立への意識向上を図ります。高校生の「自立チェック」を実施し、経済概念・生活力・自覚・協調性・社会性と様々な視点から子ども自身の自立度を計測し、自立への自己理解を深めます。

それを基に、子ども自身が視野を広げ、自立に向けた課題に向き合えるよう高校生を集めた



グループワークを実施します。また、海外での活動プログラム、社会体験プログラムへの参加を促し、子どもが社会的自立に向かえるよう支援します。

#### ②自立に向けての支援

子ども一人一人に「自立支援計画」を策定し、日々の生活の中で、状況にあった自立支援が行えるよう担当職員を中心に、変化に合わせて常時見直し、支援します。

小舎制並びにグループホーム制の採用による家庭に近い生活の中で自立に向けての支援は行われています。それと共に、高校生に対しては、園内の建物を使い、高1年時から2泊3日程度の期間で個人、小グループでの生活体験学習（自立訓練）を実施します。学年が上がるごとに実施期間を延ばし、高3時には1週間から2週間程度の期間で実施します。この期間では、生活の流れを子ども自身で組み立て、一定の予算の中で生活のための出費を配慮することや栄養バランスの取れた食事、調理体験、通学、一人生活の孤独感などを体験します。

また、同性同学年のグループでも自立訓練を行います。個人・グループそれぞれの訓練では、立派にやり遂げることを想定したのではなく、自分が出来る事、出来ない事を知ること、他者への配慮を学ぶことを目的としています。実施後には評価会を行い当事者の自己評価や担当職員、事務、栄養士などからの評価とアドバイスを受け、自立に向けて、当事者が自ら問題や課題を体得できる機会とします。所属ホームでの暮らしと生活体験学習を相互に行いながら、課題を克服していき、主体的で豊かな社会自立が実現されるよう取り組んでまいります。

#### ③大久保秀夫育英基金制度の活用

当園協力者大久保秀夫氏のご厚志により、当園を巣立って大学、短大、専門学校等に進学する児童の学校納付金相当額を支援する大久保秀夫育英基金制度が、平成20年に創設され継続されています。2019年度は、給付予定はありませんが、自立に向かう在園児童へ制度の周知を図ります。

#### ④自己形成のための様々な体験の機会の提供

子どもたちに招待プログラムの様々な体験を通して社会性を身につけ、情緒を育て、知識の幅も増えるよう、招待係からインフォメーションを行い、活用していきます。プログラムの内容については、よく吟味し、安全で有意義なものを選択しています。

招待については、今年度も野球やサッカー観戦、演劇・映画・サーカス・ミュージカル・コンサート鑑賞、自然体験教室への参加、アミューズメントパーク、花火大会などのプログラムを提供していきます。

上記のものは、園内行事だけでは子どもの要望に応えるには難しいものが多く、特に野球やサッカー、アミューズメントパークの招待は、毎年子どもがとても楽しみにしています。また小松菜採り、サツマイモ掘り、花火大会などは園の恒例行事になっており、これらプログラムを子どもの年齢や能力に合わせて参加させていきます。

#### (9) 学校、地区委員会等との連携

施設が地域社会の一員として社会的役割を果たせるために、地域が求めるニーズを把握し、可能な限りそのニーズに基づいた事業や活動を行えるよう、計画、実施してまいります。

### ①駒沢中学校PTA活動

本園中学生が通学している世田谷区立駒沢中学校において、理事長は引き続き今年度も外部評価委員長として子ども達の健全な成長を図ることを共通の目的とし、地域家庭並びに学校教員との相互の協力と理解を深め、世田谷区上馬・駒沢地域における教育環境の改善、充実に向けて役割を果たしていきます。

また、PTAからの要請に応じて、学校行事の手伝いに積極的に参加し、父兄や地域との関係構築に努めます。

### ②青少年上馬地区委員会

上馬地区の一員として、委員会に参加し、委員会主催の地域行事には、可能な限り協力し、場所の提供、人力の提供をしていきます。

### ③駒沢小学校PTA校外班活動

今年度も当園小学生が通学している駒沢小学校PTA 校外委員会委員の役割を担っていきます。校外委員1名の役割を担います。校外委員の業務内容は月1回の常置委員会、児童名簿の作成を行います。また、馬だし・防犯パトロール・集団登下校の調整を校外委員が実施します。園として、引き続き「こどもをまもろう110番」を継続します。

千葉統括園長は引き続き学校評議委員・外部評価委員として子ども達の健全な成長を図ることを共通の目的とし、地域家庭並びに学校教員との相互の協力と理解を深め、世田谷区上馬・駒沢地域における教育環境の改善、充実に努めます。

## (10)その他の支援

### ①パソコンの利用

子どもたちが生活する各ホームには、それぞれ1台ずつインターネットに接続された子ども用のパソコンがあります。子どもたちはパソコンの使用方法を学びながら、インターネットを用いて調べ物や、学校の課題に取り組むなどしています。ただ、社会的にみると、子どもがインターネットを使用する際には危険も伴い、子どもが犯罪に巻き込まれることも増えており、学校や警察からの指導も受けつつ、子ども用パソコンには悪質サイトへの接続を防ぎ、個人情報を守るためのフィルタリングを導入しています。一方でインターネットによる犯罪の事例について話すなど安全なインターネットの使用に努めています。

スマートフォンを所持している高校生から、Wi-Fiを設置してほしいという要望が多く出ています。今年度検討していきたいと考えています。

### ②ゲーム機

現在はゲーム機を各寮舎へ配布し、それぞれで管理しています。全体としては、ゲーム機の周辺機器の管理、整理、貸し出しを行います。子ども達の使用時間や頻度についても適宜調査、指導を行い、偏った使用にならぬように園としての基本的なルールの見直しも行っていきます。

### ③自転車調整

園で所有している自転車の整備・修繕・廃棄・整頓などの管理を行っています。園内の小学生～高校生一人ひとりが自転車を使用できるよう園全体の自転車を配布・調整・整備して

います。自転車を一人ひとり持つことで、物を大切にすること意識も養います。

月一回の自転車整備安全チェックを各ホームに実施してもらうことで、子どもが安全に楽しく自転車に乗れることに加え、職員の子どもへの安全に対する意識の向上も促します。

また、共用一輪車、幼児用三輪車などの点検整備も行い子ども達が遊びのなかで怪我をしないように努めていきます。

世田谷警察署にご協力頂き、自転車教室を実施することで自転車の正しい乗り方や交通ルールを確認し、子どもの安全に繋がります。

#### ④写真管理

子どもたちの成長の記録や行事の記録のために写真撮影をしています。現在はデジタルカメラが各ホームに1台ずつありますが、個人情報保護の観点から事務室で一括管理し、必要なときには管理台帳に記入の上、持ち出して使用しています。同じく個人情報保護の観点から職員個人所有のカメラや携帯電話による子どもの撮影は禁止しています。また七五三やクリスマスなどの行事の際には、カメラボランティアであるプロカメラマンに協力を依頼し、撮影をお願いしています。写真は年に数回現像して子どもたちそれぞれのアルバムに保管しています。

### 3. ケースワーク推進部門目標

ケースワーク推進部門は家庭支援専門相談員・自立支援コーディネーター・里親支援専門相談員から成り、ケースの進行管理を担います。それぞれの職種にとらわれず、全ケースに関わるケースマネージャーチームです。

支援にあたってはホーム担当ケアワーカーとの協働を基本とし、各種支援計画の作成と実行、評価などに対して助言や指導を行います。また在園中・退園後の子どもと保護者への支援や里親里子支援、そのために必要な関係機関との協議・連携をサポートします。特に2020年度より世田谷区・江戸川区・荒川区、その後各区が児童相談所を設置する計画です。支援体制の非常に大きな変革になりますので、円滑な移行ができるよう十分に準備していきたいと思えます。

また、部門の職員それぞれが児童部会の委員会に所属し、情報を得て学ぶことで専門性の向上を図り、支援に生かします。さらに意図的にホームでの子どもの生活場面に触れることにより、子どもの理解を深め、ケースマネジメントに反映させます。

### 5. キャリアアップ推進部門目標

職員派遣研修については、職員の専門性と組織性の向上を目的に、継続して行います。自由選択した研修への参加と、指定した研修への参加を各職員1回ずつ、合計年2回を基本とします。指定参加する研修に関しては、それぞれの職員について育成計画を立て、計画に沿った研修の参加を実現できるよう工夫していきます。経験年数10年以上の職員にはリーダーシップの確立を目的とした研修、経験年数1～3年の職員に対しては具体的な個別援助技術の習得を目的とした研修といったように、職員の経験と成長段階に合わせ、園長と研修係とで研修を選定して指定します。また、派遣された研修の内容がOJTを通して実践に活かせるこ

とを目指します。

## 6. 食生活支援推進部門目標

当園の子ども達は、心身が著しく成長する時期にあり、十分な栄養を摂取するためにバランスの取れた食事は重要です。更に、子ども達の中には退園後一人で生活をしなければならぬ子どもも多く、調理技術や栄養知識の習得など食生活に対する自立支援も必要です。

しかし、子どもたちの多くは望ましい食生活の経験が少なく、家庭的な雰囲気の中でそれらの支援がなされることが子ども達の心の安定を育む上でも大切だと考えます。

よって生活の一部、ケアワークの一部として、食育・食生活の支援がなされるようケアワーカーと連携を取りながら取り組みます。

## 8. 各部門共通の目標

(1) 職員の資質とモチベーションの向上

### ①職員による小研究会（ワークショップ）活動

平成23年度より3年間にわたり、管理職を除く全職員をグループに分け、園内に小研究会（workshop）を立ち上げ、それぞれに研究テーマを決め、計画に沿った研究活動を継続してきました。

29年度からは第3期が始まり研究テーマのアンケートを実施し8グループとなりました。2019年度も各グループが作成した計画に沿って研究活動を実施していきます。

### ②スーパービジョン

今年度も全職員をスーパービジョンの対象とし、専門家養成を目的として実施します。月1回または、隔月で計画し、直接処遇職員を中心にユニット形式で実施し、支援計画の妥当性、リスク予測、効果予測について職員自らが証明できることを目指します。個人でのスーパービジョンも希望に応じて随時実施していきます。

また、園内においても、施設長、統括主任、FSW、主任、副主任が中心となり、処遇の点検、職員の相談を受け付け、職員がひとりで問題を抱え込まず、組織として対応、解決できるようスーパービジョン体制を確立していきます。

(2) 福祉人材の育成

今年度も福祉人材養成機関に対し積極的に実習機会を提供し、次代の福祉マンパワー養成に協力します。実習生の受け入れにあたっては、「東京育成園社会福祉士実習プログラム」により以下の5項目の目的を設定して実施します。

①児童養護施設東京育成園の事業を学ぶ

②子どもを理解する

③ケースワークにおけるFSWの働きを学ぶ

④他機関や地域との連携を学ぶ

⑤自己覚知を行うとともに児童養護施設職員としての自らの資質を考える

また、次の3段階による学びを設定し、これに基づく詳細なカリキュラムを提示し、実習を指導します。

段階	期間	内容
第一段階	実習開始～ 7日目	<ケアワーク実習> 家事全般（掃除、洗い物、洗濯）、子どもの対応
第二段階	8日目～ 15日目	<ケアワーク実習> 家事、環境整備の意味の考察、個別課題支援について学ぶ
第三段階	16日目～ 実習終了	<ケースワーク実習> ニーズ把握、アセスメント、プランニング、モニタリングなどのソーシャルワークを学ぶ（個別援助計画作成）

実習を受け入れる福祉人材養成機関は、法政大学、日本社会事業大学、大妻女子大学、昭和女子大学、日本女子大学、明治学院大学、聖学院大学、大正大学、東京家政学院大学、東洋大学、玉川大学、白百合女子大学、立教大学、東洋英和女学院大学、共立女子大学、目白大学、ルーテル学院大学、青山学院女子短期大学、田園調布学園大学、及び上智社会福祉専門学校等とします

### (3) 災害防止対策の取り組み

災害防止対策の取り組み方針は次のとおりです。

#### ①全ホームの防災設備の整備充実を図ります。

防災設備としての避難階段、避難口（非常口）の点検、確認。消防用設備としての自動火災報知設備、非常通報装置、非常警報設備、避難器具（避難はしご）、誘導灯及び誘導標識、防火用水の整備、防火バケツの点検、確認。カーテンが防災の性能を持ったものであることを点検、確認などを定期的に行います。

#### ②消防計画の周知徹底を図ります。

#### ③非常対策編成表の充実を図ります。

#### ④各種防災訓練の積極的実施の充実を図ります。

避難・通報・消火に関する訓練を毎月実施します。時々消防署員に来園を要請し、訓練参加を通して指導を受ける機会を設けます。また、口頭、図上による防災教育、自動火災報知機発報時における受信機の取扱い方法の講習、炊き出し及び地域における広域避難訓練への参加、救急法の講習を園内研修の中で実施するなどの取り組みも行います。

### 防災訓練実施計画

訓練の内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	15日	14日	22日	8日	21日	7日	27日	13日	24日	25日	12日	15日	
避難誘導訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
消火訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
通報訓練		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11回
地震訓練		○	○			○		○	○	○		○	7回
図上訓練		○											1回
夜間訓練						○							1回
その他の訓練			※1	※2			※3	※2		※1	※2	※4	8回

※1 非常食を利用した炊出し訓練：電気が使用できない状況下での調理訓練を実施。

※2 同敷地内にあるコドモの園幼稚園、オリーブ保育園との「3園合同防災訓練」の実施。

※3 地域町内会と連携し、「地域合同避難・防災訓練」の実施。

※4 災害による電話の不通を想定し、災害伝言ダイヤルによる情報収集の訓練の実施。

⑤緊急時連絡網等の整備の充実を図ります。

非常通報装置と職員緊急電話連絡網の整備の充実を図り、非常通報装置の取扱いの習得や災害時優先電話についての講習、職員緊急電話連絡網を用いての非常時連絡訓練なども実施します。

⑥消防署の立入検査の充実を図ります。

⑦防災設備の保守点検の充実を図ります。

年2回の業務委託による自動火災放置機の点検を行い、1回は消防署への届けを行っています。また、防火管理者による年2回の自主点検等を実施します。

⑧グループホームの災害対策の充実を図る

ヒソップホーム、さくらホーム、マナの家の防災係と本園の防火管理者が分園専用の災害対策マニュアルを軸に連携を強化し災害対策の充実を図ります。また、地域の防災訓練等に参加するなど防災に対する知識を深めます。

⑨その他の取り組み

大地震対策要項の整備、点検、災害発生時におけるBCPを作成し各部署に配布・徹底します。また災害時における地域との防災に関する協定に関して周知します。グループホームにおける災害対策の充実を図ります。必要な各種防災用品を購入していきます。非常持出品、救急医薬品の各部署への配布とその管理を行い緊急時に支障なく活用できるように備えます。災害だけでなく世田谷警察署防犯係に依頼し、防犯に対しても学習します。

#### (4)安全管理

##### ①遊具管理

子ども達の安全を第一に考え、日常的な点検と1カ月ごとの保守点検を実施します。日常点検では、男性指導員が行う朝夕見回りの際に子どものホーム内外に破損した遊具がないか、園内で危険な箇所はないかを常にチェックし、見つけた場合は迅速に処理、片付けを行います。保守点検ではブランコや滑り台のボルトの緩み等を工具にて点検し、異常があった場合は迅速に修理します。

また、小さい遊具については、幼い子どもの誤飲や誤った使用がないよう、幼児の手の届かない場所、鍵のかかる場所に管理します。

##### ②園車管理

現在4台ある園車を法令に准じて、適宜、保守・点検し、安全な運行を心がけます。また、引き続き、車種によって用途（通院用1台、行事や外出、買物用3台）を仕分け、子どもの怪我や事故等の緊急時に備えます。

##### ③建築基準法に基づく建物検査、調査の実施

・本館並びに希望・鳩の家の建築設備について、建築基準法第12条第3項の規定により建築設備定期検査を実施し、特定行政庁（世田谷区防災街づくり担当部）に報告します。

- ・本館の防火シャッターについて、建築基準法第12条第3項の規定により防火設備定期検査を実施し、特定行政庁（世田谷区防災街づくり担当部）に報告します。
- ・本館並びに希望・鳩の家について、建築基準法第12条第1項の規定により特殊建物定期調査を実施し、特定行政庁（世田谷区防災街づくり担当部）に報告します。

#### (5) その他の活動

##### ① 東京都社会福祉協議会児童部会従事者会への参加

東社協児童部会従事者会の運営委員を当園より1名選出し、活動に参加し協力していきます。毎月1回の運営委員会への出席の他、所属する部の活動、学習会に参加します。オレンジボンキャンペーンや虐待死を悼み、命を讃える市民集会にも参加していきます。

##### ② 東社協児童部会従事者会第2.3ブロック会への参加

東社協児童部会従事者会第2.3ブロック会に所属する施設から運営役員を1名選出し、この会の活動に参加していきます。2.3ブロック定例会への参加、同定例会が企画する学習会、施設見学及び総会等の企画運営のほか、学習会等への園内職員の積極的な参加を促し、ブロック間の情報共有、各施設の支援向上を目的として取り組みます。

##### ③ 職員旅行

職員旅行は、当園として貴重な職員親睦の機会です。普段、関わる機会が少ない職員とコミュニケーションを取ることで親睦を深め、雰囲気の良い職場になることを目指します。また、勤務への皺寄せ等を少しでも軽減する工夫をし、職員の意見を集約したプログラムを実施していきます。

##### ④ 海外の子ども支援 スポンサーシップ・プログラムへの参加

2019年度も継続して実施します。NPO法人チャイルドファンドジャパンを通じてフィリピンの子ども2名に対し、年度始めに奨学金を送り、併せて、クリスマスやイースターの時期、支援児童の誕生日に手紙を送り交流を行います。また、募金活動の呼びかけ、運動本部発行の機関紙や支援児童の成長記録を職員に回覧することで理解を深めていきます。

##### ⑤ 園内従事者会

職員の専門性向上を目的に、学習会や研修報告会、ケース検討会等を行います。内容については、必要に応じて職員にアンケートを実施し決定します。また職員間の親睦を深めることを目的に交流会を実施します。